

令和5年度 山形県地域ぐるみ農地管理支援事業 事業計画募集要領

山形県地域ぐるみ農地管理支援事業（以下「本事業」という。）の助成希望者は、この要領に定めるもののほか、山形県地域ぐるみ農地管理支援事業実施要領（令和5年4月3日付け農計第25号。以下「実施要領」という。）及び令和5年度山形県地域ぐるみ農地管理支援事業費補助金交付要綱（令和5年4月3日付け農計第113号。以下「補助金交付要綱」という。）に従い事業計画を提出してください。

1 事業の目的

高齢化、過疎化が進行している農村地域において、地域の話合いに基づいて行われる、草刈り等の農地管理にかかる農作業を省力化する機材を導入する取組みを支援します。

2 事業計画

本事業が募集する事業計画は、次のとおりです。

農地・農業用施設管理機材導入支援事業計画（実施要領別紙1様式第1号）

農地及び農業用施設の管理の省力化に資する機材の導入を支援するもの。

3 応募の要件

本事業に応募できる者は次のものとします。

農地・農業用施設管理機材導入支援事業計画（実施要領別紙1様式第1号）

農業者等が組織する団体、特定非営利活動法人、自治会等集落の組織

4 補助金の額

事業計画毎に次の額です。

農地・農業用施設管理機材導入支援事業計画

補助対象事業費の3分の1以内とします。なお、補助額の上限は1事業実施主体あたり200万円です。

5 補助対象経費

(1) 補助対象経費の範囲

補助金の交付の対象となる経費は、事業計画の実現に直接的に必要な経費であって、補助金交付要綱別表のとおりとします。

6 応募方法

(1) 募集期間

令和5年5月8日（月）から

(2) 応募に必要な書類

農地・農業用施設管理機材導入支援

- ・事業計画書（実施要領別表1様式第1号）
- ・事業実施主体構成員名簿（実施要領別表1様式第1－1号）
- ・農地保全・管理実行計画（実施要領別表1様式第2号）

(3) 提出先

応募者は、事業を行う地区の市町村の農林主務課に上記(2)の書類を提出してください。

(4) その他

- ① 市町村は、応募のあった事業計画が市町村の基本方針と合致すると認められる場合には、所管の総合支庁に提出します。
- ② 必要に応じて、提出書類の内容について問い合わせたり、資料の追加提出を求めることがあります。

7 事業計画の採択

- (1) 事業計画書の提出があった順に採択を行い、補助額が予算額に達した時点で募集を終了します。
- (2) 事業計画の採否については、市町村長を通じて、応募者にその旨を通知します。
- (3) 補助金の額については、補助対象経費等の精査により減額することがあります。

8 事業実施主体の責務

本事業の実施に当たっては、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）及び実施要領及び補助金交付要綱を遵守し、適正に事業を執行してください。

9 問い合わせ先

応募に関することについては、下表に掲げる所管課にお問い合わせください。

所管課	所在地	電話番号
村山総合支庁農村計画課	〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目19－68	023-621-8159
最上総合支庁農村計画課	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1339
置賜総合支庁農村計画課	〒992-0012 米沢市金池七丁目1－50	0238-35-9055
庄内総合支庁農村計画課	〒997-1392 三川町大字横山字袖東19－1	0235-66-2732
県庁農村計画課	〒990-8570 山形市松波二丁目8－1	023-630-3373